

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示（平成四年運輸省告示第三百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の告示で定める物質は、次に掲げるもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に該当するものを除く。）とする。</p> <p>一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第百四十九号。以下「危告示」という。）別表第一の品名の欄（備考の品名の欄及び化学名の欄を含む。）に掲げる物質であつて、肩文字「P」が付されているもの</p> <p>二 危告示別表第一備考二(8)の環境有害物質の判定基準に該当するもの</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の告示で定める物質は、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第百四十九号）別表第一の品名の欄（備考の品名の欄及び化学名の欄を含む。）に掲げる物質であつて、次に掲げるもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に該当するものを除く。）とする。</p> <p>一 肩文字「P」が付されているもの</p> <p>二 前号に掲げる物質の混合物であつて、その濃度が十質量パーセント以上のもの</p> <p>三 肩文字「P」が付されているもの</p> <p>四 前号に掲げる物質の混合物であつて、その濃度が一質量パーセント以上のもの</p>

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の容器及び包装を定める告示（平成四年運輸省告示第  
三百二十四号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の告示で定める容器及び包装は、組合せ容器（外装容器及び内装容器を用いる容器及び包装をいう。以下同じ。）又は単一容器（内装容器を使用しない容器及び包装をいう。以下同じ。）であつて、組合せ容器の内装容器又は単一容器に収納した海洋汚染物質の収納量が、五リットル（固体にあつては、五キログラム）を超えないものとする。</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十七第一項第一号イ(3)ただし書の告示で定める容器及び包装は、組合せ容器（外装及び内装を用いる容器及び包装をいう。）であつて、その内装に収納した海洋汚染物質の収納量が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十条の二の三の物質を定める告示（平成四年運輸省告示第 三百二十三号。以下「告示」という。）で定める物質の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める量を超えないものとする。</p> <p>一 告示第一号及び第二号に掲げる物質 五リットル（固体にあつては、五キログラム）</p> <p>二 告示第三号及び第四号に掲げる物質 ○・五リットル（固体にあつては、○・五キログラム）</p>